

閱覽設計書

業務名 自家用電気工作物保安業務(松岡地区)(長期継続契約)

業務箇所 永平寺町役場本庁舎 外12施設

業務期限 令和11年4月30日

監督職員 契約管財課 主事 中村 匠杜

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、発注者が設置した自家用電気工作物の保安管理業務に係わる委託契約の内容について、当該業務のみを内容とし統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。受注者は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を誠実に実施する。

2 保安管理業務の対象

別紙一覧表のとおり。

3 業務期間

令和 8 年5月1日～令和11年4月30日

4 外部委託の基準

受注者は、電気事業法施行規則第52条ならびに主任技術者制度の解釈及び運用(内規・経済産業省平成 29 年 8 月 24 日改正)の要件を満たすこと。

(1)事業場への到着時間

受注者は24時間の保安管理体制を構築し、保安業務担当者又は保安業務従事者が電気工作物の設置場所まで1時間以内に遅滞無く到着できること。

(2)保安業務担当者等の明確化

受注者は事業場ごとの保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を提出すること。点検等を行う際に、その身分を示す証明書により本人であることを発注者に対して明らかにすること。

(3)計画的かつ確実な業務遂行

受注者は法人で、電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件を満たす者であって、以下の項目が社内規程等に明確に規定され、点検を含む保安管理業務が適切に実施できる者であること。

①保安業務従事者は受注者の役員又は従業員であること。

②保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

③保安業務担当者は保安管理業務以外の職務を兼務しないこと。

④保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下に掲げるすべての要件に該当していること。

イ 保安業務担当者が自ら職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して

点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの確に行われる体制となっていること。

- ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。
 - ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示(経済産業省告示第249号第3条第2項)の値を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。
- ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(4)義務及び責任

発注者及び受注者は、次の①から⑥までに掲げる電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任を明確にする。

①発注者及び受注者は外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

イ 受注者の保安業務担当者等は、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること。

ただし、次の(イ)から(ニ)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

(イ)設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが

困難な自家用電気工作物

(ロ)設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気

工作物

(ハ)事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ)発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 発注者が発注者の事業場の保安管理業務を行う者が保安業務担当者等本人であることを確認するため、予め保安業務従事者の写真等を事業場に保管するとともに、施設管理担当者へ管理帳票への押印をもって承諾を受けるものとする。また、受注者は保安業務従事中の作業服に会社名を明示するとともに、保安業務従事者証を携帯すること。

ハ 受注者は発注者に保安管理業務の結果について保安業務担当者等から報告するとともに、保安管理業務を実施した保安業務従事者等の氏名を含む結果の記録を提出し、発注者の確認を受けること。また、結果の記録は発注者受注者双方において3年以上保存すること。

ニ 受注者の保安業務従事者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認する

ため、工事中点検(設置改造等の工事期間中の点検)、月次点検(点検頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うもの)、年次点検(主として停電により設備を停止状態にして行う点検)を行う。

ホ 受注者の保安業務従事者等が工事中点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者へ指示又は助言する。

②受注者は、月次点検を次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。

イ 外観点検を(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ)点検項目

(a)電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b)電線と他物との離隔距離の適否

(c)機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d)接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ)対象設備等

(a)引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)

(b)受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)

(c)受・配電盤

(d)接地設備(接地線、保護管等)

(e)構造物(受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)・配電設備

(f)発電設備(原動機、発電機、始動装置等)

(g)蓄電池設備

(h)負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ)電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ)低圧回路の絶縁状態

B種接地設備の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、発注者の日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、異常があった場合には保安業務従事者等としての観点から点検を行う。

③受注者は、年次点検を月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。但し、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が対地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(ヘ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④ 受注者は、工事期間中に上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 受注者は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mA)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい電流が発生している旨の警報を繰り返し受信した場合)に次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 保安業務従事者等が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 保安業務従事者等が警報発生時の受信の記録を3年以上保存する。

⑥ 受注者は、事故・故障発生時に次のイからニまでに掲げる処置を行う。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を受注者から受けた場合は、保安業務従事者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 保安業務従事者等が事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務従事者等が同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務従事者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(5) 連絡責任者の選任

受注者は、発注者の当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する責任者を選任することを指導、助言する。

(6) 実務経験

保安業務担当者及び保安業務従事者は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

にあつては5年、同第2種は4年、同第1種は3年の自家用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間を有するものとする。

(7)機械器具の保有

受注者は経済産業省告示(経済産業省告示第249号第2条)に定める機械器具を有していること。

(8)その他

電気事業法施行規則第52条ならびに主任技術者制度の解釈及び運用(内規・経済産業省平成 29 年 8 月 24 日改正)の要件を満たすために必要な事項。

5 業務の前提

(1)体制及び構成員

受注者は保安管理業務を実施するにあたり、受注者の従業員であるものから5名以上の体制を整え、その構成は全員が電気主任技術者及び1名以上の第1種電気工事士をもってあてられるものとする。以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

イ 5名以上の体制構成員全員の氏名、生年月日、実務経験、電気主任技術者免状の種類及び番号、第1種電気工事士免状の番号の一覧表

ロ 電気主任技術者免状及び第1種電気工事士免状の写し、第1種電気工事士にあつては定期講習を5年以内に受講した証明書の写し

ハ 体制構成員全員の本人であることを示す身分を証する証明書

(2)業務計画書

受注者は業務の実施に先立ち月次点検及び年次点検の年間計画、時間内、時間外及び緊急時の連絡先等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し発注者の承諾を受けなければならない。

(3)緊急時の復旧体制

受注者は電気工作物について、電気事故その他電気工作物に異常が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をすること。

(4)非常災害時の復旧体制

受注者は台風、襲雷、地震等非常災害時には、電気事業者との連絡体制が構築され相互連携し協力することとし、同時多発及び広域災害に対応可能な7名以上の復旧動員体制を整備すること。又、災害発生後の避難場所等の安全確保を行うため、電気主任技術者一人当たり1日7軒を限度とした巡視点検を毎日実施すること。なお、発注者に動員人数、車輛台数、主要使用機器及び主な復旧資機材を表記した非常動員体制表を提出すること。

(5)再委託の禁止

受注者は委託業務を再委託してはならない。

(6)損害賠償の能力

受注者は業務の実施にあつて故意または過失によって発注者または第三者に与える損

害(委託者または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)に対して損害賠償の責めを負うものとする。

6 保安全管理業務の内容等

(1)保安全管理業務の細目及び基準

電気工作物は、受電設備(二次変電設備を含む)、電気使用場所の設備(低圧の使用機器を含む)、非常用予備発電装置とし、保安全管理業務の内容は別紙「保安全管理業務の細目及び基準」によるものとする。なお、定例外の保安全管理業務に係る費用は、発注者と受注者で協議するものとする。

(2)電気事業法の規定

受注者は電気事業法に規定する立入検査には、保安業務担当者等を立ち合わせること。又、電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。

(3)臨時点検等

受注者は電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合、必要に応じ臨時点検を行うこと。なお、高圧引き込みケーブルは、異常が発生した場合には電気工作物に与える影響が大きいため、臨時点検方法は活線による水トリー劣化診断とし、高圧機器更新計画にて劣化診断計画を明確にすること。

(4)緊急時の対応

受注者は電気工作物の電気事故、災害、その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、対象事業場へ1時間以内に到着し、事故原因の探求に協力するとともに応急措置を指導する。又、再発防止についてとるべき措置を指導し助言を行うこと。

(5)高圧機器の更新計画

受注者は不慮の故障停電防止を図ると共に主要な電気設備の適正な余寿命診断を適宜行い、設備更新費の低減を図ること。なお、主要な高圧機器の劣化診断・分析試験に基づく高圧機器更新計画書を発注者に提出すること。

(6)保安全管理業務の完了報告等

受注者は委託業務の完了報告書を提出し発注者の検査を受けるものとする。発注者は、受注者から提出された書類及び現場を検証し内容が仕様書等に合致しない場合は、作業の手直し及び業務の遂行を指示・命令することができる。受注者は、発注者から指示・命令を受けたときは速やかに手直し・補正等を行いその結果を報告すること。

受注者は予算処置時期までに優先順位を付けた改修依頼事項一覧等の総括報告書を発注者に提出すること。

(7)点検の事前連絡

受注者は点検等を行う場合は、事前に事業場の施設管理担当者に実施日を連絡し承諾を得るものとする。やむを得ない理由により予定実施日を変更しようとする場合は、改めて協議

のうえ定めるものとする。

(8)保安業務従事者の確認

受注者は保安業務従事者が本人であることを明確にするため、予め保安業務従事者の写真等を事業場に保管するとともに、施設管理担当者へ管理帳票への押印をもって承諾を受けるものとする。

受注者は保安業務従事者が従業員であることを明確にするため、保安業務従事中の作業服に会社名を明示するとともに、本人確認ができる保安業務従事者証を携行すること。

(9)絶縁監視装置の設置

受注者は経済産業省告示(経済産業省告示第249号第4条)に定める設備条件にすべて適合する設備には、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を設置できる。なお、絶縁監視装置は受注者の負担で設置しこれを維持管理する。

(10)立会の義務

受注者は発注者の立会い要請がある場合は、時間や回数を問わず無償で立ち会うこと。

(11)所申請手続き

保安管理業務につき、各種監督官庁その他の諸申請手続きを要するときは、受注者がこれに要する書類を作成し、一切を代行する。また、これに係る費用一切も受注者の負担とする。

(12)コンサルタント業務

受注者は電気工作物に関する以下の項目に対し、積極的にコンサルタント業務を行うこと。

ア 不良電気設備の優先順位を付けた改修促進

イ 主要電気設備の適正な更新計画

ウ エネルギー管理及び省エネルギー促進

エ 電気工作物の工事、維持及び運用

オ 電気工作物の保安についての啓発

(13)その他

受注者は本来業務とともに防犯パトロール等地域への貢献活動に努めるものとする。なお、防犯パトロール等の実施中は、腕章を着用し車両にはステッカーを貼るなどパトロール活動等を実施していることを明確にすること。

7 安全の管理

(1)安全の確保

受注者は業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2)単独作業の禁止

受注者は高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、高所作業等危険を伴う作業を行う場合、監視者をおく等複数で作業し安全を確保しなければならない。

(3)保護具、防護具の使用

受注者は高圧活線近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用すること。又、必要な防具、保護具を常備すること。

8 保安教育

(1)教育訓練

受注者は発注者が行う職員に対する電気工作物の保安に関する教育、又は、電気事故が発生した場合の教育訓練について、協力するものとする。

(2)非常災害訓練

受注者は発注者が行う大規模地震等の非常災害を想定した訓練に職員を派遣し、協力するものとする。

9 測定器の管理

(1)測定機器

受注者が業務に使用する測定機器は業務の適合性を保証するため適正に管理された機器であること。

(2)校正試験

受注者が業務に使用する交流電圧計、交流電流計、絶縁抵抗計、接地抵抗計は、国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

受注者は校正試験の結果を必要に応じ発注者に提出する。又、校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。新規に契約する場合は「測定器の校正試験結果」を提出すること。

10 守秘義務

受注者は保安管理業務を遂行するうえで知り得た発注者の情報を保護するため、社内規定等に定め情報の流出を防止すること。

11 解除

次のいずれかに該当する場合は、発注者は契約を解除することができる。

(1)電気事業法施行規則第52条第2項の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消された場合。

(2)電気工作物が廃止された場合。

(3)一般電気工作物となった場合。

(4)受電電圧が7000Vを超えるものとなった場合。

12 保安管理業務の承継

(1)受注者内の承継

受注者は定期点検業務等を遂行している人員及び関係する人員に異動等やむを得ない事情で変更が生じた場合、定期点検業務等に必要な現地設備に関する知識・故障・修理・更新・操作の履歴等管理上得た知識、技術等を包括的に確実に引き継ぐものとする。

(2) 受注者との承継

受注者は当該委託契約が終了し、次回の委託契約の更新がなされなかった場合に、次の受注者から保安全管理上の問い合わせ等があった時には保安全管理の遂行に支障のないよう助言等に努めるものとする。

13 委託料の支払い

受注者は、発注者の実施する検査等に合格した時は、発注者に対し適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。

14 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

自家用電気工作物保安業務(松岡地区)

NO	名 称	摘 要	数量	単位	点検頻度	設備容量	予備発
1	永平寺町役場	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	350kva	40・45kW
2	松岡公民館	点検、報告書作成	1.0	式	隔月	200kva	30.4kW
3	松岡福祉総合センター	点検、報告書作成	1.0	式	隔月	250kva	27.2kW
4	永平寺町立図書館(改修前)	点検、報告書作成	1.0	式	隔月	100kva	無
5	松岡総合運動公園	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	350kva	無
6	松岡中学校	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	400kva	無
7	松岡小学校	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	375kva	無
8	御陵小学校	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	350kva	無
9	吉野小学校	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	325kva	無
10	なかよし幼稚園	点検、報告書作成	1.0	式	3ヶ月	60kva	無
11	松岡上水道管理センター	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	300kva	無
12	松岡右岸配水ポンプ場	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	150kva	109kW
13	松岡左岸高区送水ポンプ場	点検、報告書作成	1.0	式	毎月	低圧 41kva	64kW

業務設計書	町長	副町長	課長	参事	課長補佐	課員	検算	設計	
業務名	自家用電気工作物保安業務(松岡地区)(長期継続契約)								
業務箇所	永平寺町役場本庁舎 外12施設								
業務費(月額)	業務価格						円		
	消費税等相当額						円		
工 事 概 要									
当初				変更					
自家用電気工作物保安業務 Ñ=13施設									

本 業 務 内 訳 書

	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	永平寺町役場		1.0	式			
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			
2	松岡公民館		1.0	式			
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			
3	松岡福祉総合センター		1.0	式			
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			
4	永平寺町立図書館		1.0	式			改修前
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			
5	松岡総合運動公園		1.0	式			
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			
6	松岡中学校		1.0	式			
	点検		1.0	カ所			
	報告書作成		1.0	式			

